

資料第 2 目次

第 525 回 福井地方最低賃金審議会
(R 7 . 9 . 19)

項番	検討小委員会 資料名	頁
1	福井地方最低賃金審議会検討小委員会 委員名簿	1
2	福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 27 日）	2
3	福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 29 日）	5
4	福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 26 日）	8
5	福井県電気機械器具製造業（略称）最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 21 日）	11
6	福井県電気機械器具製造業（略称）最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項（令和 7 年 8 月 29 日）	13
7	労働者側提出資料（紡績業、化学繊維、織物、染色整理業） 「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」 最低賃金の改正の必要性について	15
8	労働者側提出資料（繊維機械、金属加工機械製造業） ・ 2025 年 特定最低賃金の金額改正の必要性について 繊維機械、金属加工機械製造業（E263、E266）	21
9	労働者側提出資料（電気機械器具製造業（略称）） ・【特賃審議会】福井県の電機産業について ・ 製造業における電機の位置 ・ 金属産業の発展に向けた特定最低賃金の活用	26

福井地方最低賃金審議会検討小委員会 委員名簿

(令和7年8月5日現在)

	氏 名	現 職
公益 代 表	佐 藤 哲 也	(株) 福井新聞社 論説副委員長
	竹 川 充	福井大学 国際地域学部 教授
	坪 川 貞 子	社会保険労務士 行政書士
労 働 者 代 表	杉 田 公 太 郎	U Aゼンセン福井県支部 次長
	中 澤 健 太	(連合) 福井県連合会 嶺南地域協議会 事務局長
	山 田 佐 智 生	(連合) 福井県連合会 副会長 (電機連合) 福井地方協議会 事務局長
使 用 者 代 表	酒 井 尚 之	(株) 福井ファミリー 代表取締役社長
	中 山 通 子	(株) ナカテック 取締役 経理・労務・総務グループ部長
	山 埜 浩 嗣	福井県経営者協会 専務理事

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（繊維業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

- ・労働者数 88人 ・うち非正規雇用労働者の割合（数） 0人 ・うち外国人技能実習生 16人
- ・男性 50%、女性 50%

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

- ・事業所内最低賃金額 月給制の者は 18 万円、日給制の者は 7,500 円（1 日 7.5 時間）
- ・該当労働者数 日給制の者は数人

(2) 事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

外国人技能実習生は、初年度が最低賃金額と同水準。

一般の労働者は、他企業の賃金水準を考慮しつつ、企業内の賃金格差も考慮して決定している。

5 傘下事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

粗付加価値額に対する人件費の割合は 75%程度。

人件費と光熱費の割合が高くなってきている。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

価格転嫁が認められた割合は、金額ベースで3分の1程度。

取引条件の変更はない。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

最低賃金の引上げによって賃金を引き上げることは、法令遵守の上で、やらなければならないことと認識し、実施している。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

助成金の利用まで手が回っていない。

9 県内の紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金を、本年8月答申の令和7年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,057 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

※ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業の賃金分布は、別添資料をご参照ください（100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、2,911 人中 645 人の労働条件に影響します。）。

経営者サイドとしては辛いところ。

賃金を引き上げていく必要性はあると思っている。

最低賃金については地域別最低賃金と同等が良い。理由としては、最低賃金が時間額 1,053 円とした場合は、個々の労働条件は切りよく時間額 1,055 円となり、特定最低賃金を設定したとしても、地域別最低賃金プラス数円程度の金額では、実際の労働条件は変わらない。

三交替制を採用しているが、一般の労働者は日勤勤務。それ以外のシフトに日本人労働者はいない。ベトナムからの技能実習生が貴重な戦力となっている。彼ら技能実習生の賃金をきちんと整備する必要がある。

最低賃金は 10 年前と比べて 3～4 割上昇しているが、収益は 3～4 割上がっている訳ではない。賃上げのペースが企業収益を圧迫している。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

産業の在り方によって変わるのではないかと考える。繊維業界に対しては何も影響しないとする。

繊維業は委託加工が多く、加工賃収入で事業を営んでおり、オンリーワン企業は少ない。値上げや価格転嫁がうまくいっておらず、流通経路も複雑。収益力が他産業と比べて落ちており、賃金を上げても企業が儲かっていけるようにならない。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

最低賃金については、決められたことを遵守していきたいと思う。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（繊維業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数	28	人	・うち非正規雇用労働者の割合（数）	割・人
・男性	18	人		
・女性	10	人		

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額	985	円
・該当労働者数	6	人

(2) 事業所内最低賃金の決め方(例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等)

他社企業の賃金水準や最低賃金等を考慮しました。

5 傘下事業所における労働生産性(労働分配率でも可)の状況をお教えてください。

弊社は加工賃仕事のため労働分配率が72%と高いですが賃金を上げてもなかなか価格転嫁ができない状況です。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

- ・生産機械が海外製であるため、部品代等のランニングコストが円安により高騰している。また、修理についても大阪市内の代理店に依頼するが、来福するのに1時間8千円+交通費、修理に要する時間は1時間2万円と大幅にコストが上昇している。
- ・気温の上昇により工場内の温湿度環境を整えるためエアコンを増強している。エアコンの稼働によってエネルギーコストも上昇している。
- ・以前と比べて、商社が在庫調整を厳しく行うようになった。以前は、消費が落ちても商社が在庫を抱え、工場は安定的な生産が出来ていた。今は必要な分だけの納品を求められるので、稼働が不安定な分、時間外労働や休日労働の人件費が増加している。
- ・織物は技能が必要な仕事。採用後1年掛けて7~8割の仕事ができるようになるが、せっかく教育しても離職してしまう。新たな求人を探すのに求人サイトを利用すると、何週間か求人広告を出すのに数十万円が必要。
- ・賃上げが社会的に注目され、春季賃上げ妥結状況に係るニュースは当社労働者にも知れ渡り、離職防止のためにも賃上げをしなければならないが、価格に反映されない。
- ・賃上げによって、社会保険料の負担増加分も相当なもの。
- ・商社に賃上げを求める際には、詳細なエビデンスを求められ、取引関係が丸裸にされる。価格転嫁できてもコスト上昇分の10分の1程度。商社(取引先)によっては赤字が生じていても、生産を続けていく必要がある。

7 最近の賃上げへの対応状況(賃金制度の変更、賃金表の作成等)をお教えてください。

- ・工賃が安く、一般の日本人が雇えない。売上を確保するには機械を稼働させなければならないが、日本人労働者は三交替制による夜勤や休日労働に従事してもらえない。生産が間に合わないからと言って休日労働に従事させると、辞めていってしまう。そこで、外国人技能実習生に頼っている。
- ・外国人技能実習生の使用に当たっては、監理団体には支払う管理費が2~3万円、その他の諸経費(飛行機代、試験費用等)を合わせると1人当たり月4~5万円と負担が大きい。最低賃金が上がると、日本人の人件費と変わらなくなる。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況について教えてください。

今は利用していない

9 県内の紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金を、本年8月答申の令和7年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,057 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

紡績業、化学繊維、織物、染色整理業の賃金分布は、別添資料をご参照ください（100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、2,911 人中 645 人の労働条件に影響します。）。

賃金を引き上げていく必要性は理解できるが、急激な引上げは価格転嫁が追い付いていかず、中小企業・小規模事業主には負担できず、正直、やっていけない。最低賃金が千円を超えるときつと感じている。最低賃金の引上げは、政府として価格転嫁とセットでなければならないと思う。

社会保険料の負担が増加し、労働者の手取は増えていない実感。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

規制を設けるのはよくない。自由な競争ができる環境が望ましい。賃上げは経営者が決めるもの。

今は、経営者より労働者の方が立場は上、良い人材を確保できるならば有益でも、今は取引価格が賃上げに追いついておらず、その環境にない。

就職先は、業界で選ばれることは少なく、会社の特色等やその方のワークライフバランスとの兼ね合いで選ばれるもの。

良く働いてくれる方とそうでない方の処遇の差は、生じて当然であり、それがなければ不公平感が生じる。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

商社が苦勞せず利益を得ている構造的な問題がある。政府は、価格転嫁に応じない商社の企業名公表等や行政指導を積極的に行ってほしい。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（繊維機械、金属加工機械製造業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数 44人	・うち非正規雇用労働者の割合（数） 2人
・男性 39人、女性 5人	・障害を持つ労働者 2人

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額 984円	・新卒は時間換算 1,136円（20万円/176時間）
・該当労働者数 2人	

(2) 事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

採用競争があるため他企業の賃金水準を考慮している。また、昇給については、春季賃上げ妥結状況を考慮している。

5 傘下事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

労働生産性は、従業者 1 人当たり 900 万円程度。

利益については、通常賞与＋決算賞与で支払っている。よって、年によって波がある。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

製品の売値は、コスト上昇に合わせて転嫁している。

仕入れ先については、調達で価格が上がっている。3～4年前は原材料費、最近は労務費が含まれ、仕入れ先と話をしながら決めている。仕入れの上昇分は売値に反映できている。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

採用時の賃金が 17 万 5 千円から 20 万円に上昇した。それに合わせ全体を上げて、既存の者は 7～8 % の賃上げを 2 年間行い、今年は 3 % の賃上げとした（引上げ率を下げたのは、設備投資の状況を考慮した）。

また、出張の際に経費が増加しているため、出張手当の見直しも行った。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

賃上げ税制は利用している。

他の助成金制度は、条件が合わなかったため利用していない。

9 県内の繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金を、本年 8 月答申の令和 7 年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,244 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

繊維機械、金属加工機械製造業の賃金分布は、別添資料をご参照ください（100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、910 人中 75 人の労働条件に影響します。）。

最低賃金の引上げ幅が大きいので、労働者全体的な引上げを求められることになり、人件費の増額は高額なものとなる。企業活動において、設備投資が十分でない現状が見えてきており、業界としては厳しいと思う。

価格転嫁ができているかということ、実際に機械の注文があるかは別の問題。

賃金がバランスよく上がっていくことは良い話だと思う。生活が厳しいと、賃金を上げてほしいという声は聞くが、企業経営からすると今年は設備投資が鈍く景気は悪いと感じる。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

基本的に賃金水準は上がった方が良いが、価格転嫁のバランスが大切。現状、お客様（設備投資を行う側）は価格転嫁が進んだ状況になっておらず、設備投資に繋がっていない。人件費のアップだけとならないようにすることが大切。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

コストアップによる倒産もある。最低賃金が引き上がると、企業全体の賃金が引き上がるというイメージで労使のバランスを取ってほしい。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（対象組合）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（電気機械器具製造業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数 165 人 ・うち非正規雇用労働者の割合（数） 割・人
・男性 92 人（10・20 歳代 6 人、30・40・50 歳代 63 人・60 歳代 20 人、70 歳以上 3 人）
・女性 73 人（10・20 歳代 3 人、30・40・50 歳代 54 人・60 歳代 13 人、70 歳以上 3 人）

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額 984 円
・該当労働者数 4 人

（2）事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

近年は賃金の上げ幅が高い部分もあり、最低賃金と労働生産性を基に決めている。

5 貴事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

弊社は全従業員数の 85%にあたる 145 名が業務請負の従業員であり、業種の性質が異なることから、単純に労働生産性を算出するのは困難です。そのため、労働分配率にてご回答申し上げます。
売上高から外部金額を引いた付加価値額 892,524 千円-人件費 631,508 千円となります。
→ 労働分配率：631,508 ÷ 892,524 = 70.8%

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

原材料費・エネルギーコスト・労務費のいずれも高騰しておりますが、直ちに取引先へ価格転嫁することは難しい状況にあります。そのため、今後 1 年ほどかけて交渉を進めていく必要があると考えております。弊社の取引先も価格転嫁や取引条件の適応化については一定の理解は示している状況です。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

上記 6，と同様コメントで、値上げされても価格転嫁は難しい状況だが、従業員賃金は平均約 4%アップし離職率を減らす防御策を取っています。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

今は取組んではいないが、今後は制度を活用し助成金を活用したい考えを持っています。

9 県内の電気機械器具製造業最低賃金を、本年 8 月答申の令和 7 年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,229 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

※ 電気機械器具製造業の賃金分布は、別添資料をご参照ください。

100 人未満の事業所に対する調査結果では、時間額 1,053 円に改正後、1,863 人中 520 人の労働条件に影響します。

弊社は、従業員の最低賃金を 1,100 円程度まで持っていきたいと考えています。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

はっきり申し上げますと、労働者は最低賃金によって保護される一方で、今後はより高い賃金水準を設定している企業へ転職する傾向が強まると予想されます。その結果、価格転嫁が困難な状況にある中小企業では対応が難しく、人手不足の一層の深刻化を招き、最終的には自主廃業や倒産に追い込まれる企業が増加する恐れがあります。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

10.の回答の状況を踏まえ、ぜひ多くの中小企業経営者の生の声にも耳を傾け、企業側の実情に寄り添ったご対応をお願いしたいと存じます。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

福井県電気機械器具製造業最低賃金（略称）の改正の必要性に係る聴取事項

対象企業（資本金）	
所在地	
担当者	

1 最低賃金制度について説明（局説明）

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

また、特定の産業によっては、地域別最低賃金によって保障される水準よりも高い水準での基準を設定することの望ましい場合もあります。

このため、特定最低賃金は、関係労使の申出により決定され、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されています。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしています。

福井地方最低賃金審議会では、本年度の特定最低賃金の改正の必要性を審議するため、実態把握を行っていますので、御協力をお願いします。

2 事業の概要をお教えてください（電気機械器具製造業関連のみで結構です）。

3 労働者の数（うち非正規労働者数）や男女比、年齢層、その他参考となる事項がありましたらお教えてください。

・労働者数 211 人 ・うち非正規雇用労働者の数 90 人
 ・男性 人（10・20 歳代 人、30・40・50 歳代 人・60 歳代 人、70 歳以上 人）
 ・女性 人（10・20 歳代 人、30・40・50 歳代 人・60 歳代 人、70 歳以上 人）

4 賃金水準について、次の事項をお教えてください。

（1）事業所内最低賃金額と該当する労働者の数

・事業所内最低賃金額 984 円
 ・該当労働者数 5 人

（2）事業所内最低賃金の決め方（例、他企業の賃金水準、労働生産性、春季賃金妥結状況、最低賃金等）

福井県最低賃金と同額にしている。

5 貴事業所における労働生産性（労働分配率でも可）の状況をお教えてください。

6 「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に対する価格転嫁や取引条件の適正化について、その状況をお教えてください。

エネルギーコストが大きく影響する業界である。電子製品を製造する機械の稼働のみならず、機械を維持するために空調を稼働しており、その電力消費量が大きい。

最低賃金が上がり過ぎて、価格が追いついていない。

7 最近の賃上げへの対応状況（賃金制度の変更、賃金表の作成等）をお教えてください。

仮に、最低賃金の引上げが 50 円とした場合、週 40 時間労働では年間 1 人約 10 万円、200 人では約 2 千万円の人件費増となるが、全員の賃上げは大変なので、若手を中心に賃上げしている。

毎年 7 月に 1～2%の昇給を実施しているが、最低賃金の引上げ率はこれより高いので、最低賃金に抵触しないように引き上げている状態。

2 年前の高卒初任給は 16 万 5 千円、今年は 17 万 5 千円とした。16 万 5 千円で入社した労働者も昇給し、中間層との差が縮まっている。

8 最低賃金・賃金の引上げを支援する各種助成金制度（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の利用状況についてお教えてください。

非正規労働者を正社員に登用した際に、キャリアアップ助成金正社員化コースを利用している。

9 県内の電気機械器具製造業最低賃金を、本年 8 月答申の令和 7 年度福井県最低賃金改正額（時間額 1,053 円）より高く、時間額 1,229 円（関係労使の申出における労働協約の最低賃金額）までの範囲の中で改正することに対して、如何お考えでしょうか。

※ 電気機械器具製造業の賃金分布は、別添資料をご参照ください。

適用される最低賃金は 1,053 円に据え置くことを希望したい。理由としては大幅な最低賃金の改定に価格転嫁が追いついていないため。

10 特定最低賃金の設定は、業界の企業全体にとって、良い影響が期待できるでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

大企業は対応できると思うが、中小・零細企業は経営に大きく影響すると思う。

11 このほか、福井地方最低賃金審議会、福井労働局へのご意見ご要望がございましたら、お聞かせください。

政府には、最低賃金の引上げによる社会保険料の負担軽減を要望する。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

2025年9月16日

労働者代表
U A ゼンセン

「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」
最低賃金の改正の必要性について

1. 2025年度福井県地域別最低賃金について

金 額	1,053円(+69円)
発 効 日	10月8日(水)

2. 特定(産業別)最低賃金について

特定(産業別)最低賃金は、最低賃金法によって定められる法定最低賃金のひとつで、特定の事業(産業)あるいは職業について設定される。

(1) 労働条件の向上

「労働条件の向上」が最低賃金制度全体の目的。しかし、賃金を含む労働条件は産業により大きく異なっているため、産業ごとの賃金実態を踏まえた審議により、ふさわしい最低賃金水準を決めることが必要。

(2) 公正競争の確保

「賃金の不当な切り下げの防止によって達成される」べき「公正競争の確保」も最低賃金制度全体の目的。しかし、賃金実態が産業ごとに大きく異なるため、地域別最低賃金のみではこれを確保できない産業が存在する。地域別最低賃金を上回る水準で特定(産業別)最低賃金を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保することが必要。

他方、今後の労働力人口の減少下では、魅力ある産業としての賃金水準を労使のイニシアティブで決定していくという観点も重要。

(3) 労使交渉の補完・代替

本来、労働条件は労働者と使用者が、対等な立場において決定すべきもの。しかし、労働組合の組織率が2割を切る日本では、8割以上の労働者は自らの労働条件の決定に関与できない。設定の申請や金額決定に関係労使の参加が決められている特定(産業別)最低賃金は、企業別の「労使交渉を補完・代替」する役割を担っている。

(4) 健全な労使関係の構築

特定(産業別)最低賃金の決定には、地域における当該産業労使が積極的に関わる必要が必須となっている。これが「健全な労使関係の構築」に大きく貢献している。

【UAゼンセンの基本的考え方】（2025 年 5 月）

1. 企業内最低賃金協定の再確認・再締結

法定最低賃金厳守に加え、物価上昇が継続しており、特に最低賃金近傍の組合員の賃金を少しでも引き上げる必要がある。また、地域別最低賃金の大幅な引き上げが行われるなかで、企業内最低賃金を適切な水準に維持することも欠かせない。

そのためにも、2025 労働条件闘争方針で決定した最低賃金要求基準に達していない場合は、再度企業内最低賃金の引き上げに取り組む。その内容は、集約システムで入力できるようにし、結果を 2026 労働条件闘争に活かす。

2. 在籍者賃金の引き上げ

最低賃金と在籍者賃金の差を適正に保つために必要な場合には、在籍者賃金引き上げを行う。その内容は、集約システムで入力できるようにし、結果を 2026 労働条件闘争へ活かす。

3. 繊維産業について

(1) 状況

国内繊維産業は現在、事業所数や就業者数は減少し、市場規模も頭打ちの状況となっている。また、今後人口減少が進むなか、このままでは市場拡大は難しい状況にある。

しかし、産業を世界的な視点で見ると、その需要は決して減退しているものではなくむしろ増加傾向にある。日本の独自の技術で、国際的な競争力を持つ企業もあり、海外市場に通用するブランド力をつけた企業も出てきている。そういった市場をしっかりと捉えていくためにも、優れた技術を発揮できる人材の確保・育成をして産業の発展につなげていく必要がある。

福井県の繊維産業は、ナイロン、ポリエステルなどの合成繊維長繊維織物において現在でも日本有数の産地である。これまで幾度となく荒波が産地を襲うなかで、主生産品目を人造絹糸（レーヨン）、合成繊維（ナイロン、ポリエステル）と変えながら、日本有数の繊維産地として残っている。

長繊維（フィラメント）の合繊織物・編物（ニット）においては、全国の約 4 割が福井産地で、約 9 割が北陸産地で生産されている。

また、近年では国内外の高級ブランドとの取引も多く見られる。これは、高い技術を持ち、発注元の要望に柔軟に対応できる小規模企業が多いためである。

(2) 賃上げ

企業の経営利益は過去最高の水準で推移しており、内部留保は 600 兆円まで積みあがっている。加えて企業の人手不足感は引き続き強く、人材確保に向けた人へ投資については、多くの企業が積極的に捉えていた。一方でコストアップに対する価格転嫁については、エネルギーコストや原材料費においては、一定程度の進展は見られたものの、未だ十分とは言えず、とりわけ労務費の価格転嫁については、他の要素と比較しても進ん

でない状況である。

中小企業の持続的な賃上げのためには、適正取引によって賃上げの原資を確保することが必要不可欠であり、税制支援や助成金の拡充を含め、賃上げの環境整備を進める必要がある。

妥結水準の分布を過去3年の比較で見ると、今次闘争は過去2年よりも高い水準に分布しており、妥結の分布（四分位偏差）も前年と同程度となった。2023、2024闘争と続いた賃上げの流れを2025闘争でも継続するとともにさらなる賃上げを引き出し、妥結水準の格差拡大傾向にも一定の歯止めがかかったと言える。

4. 最後に

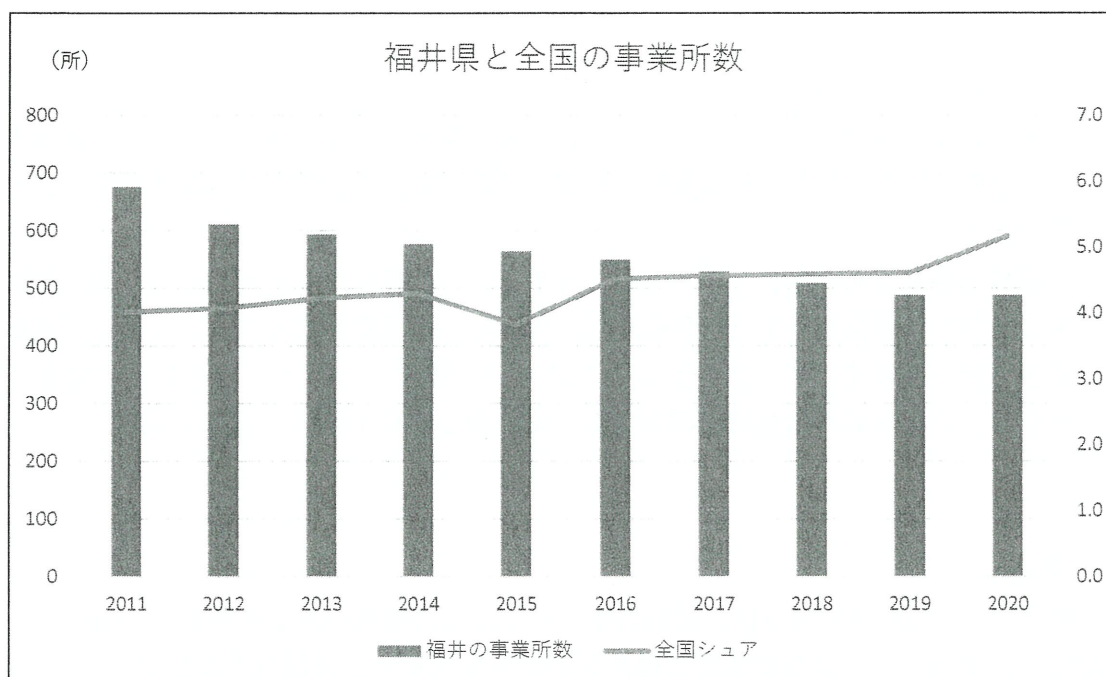
特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上または事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは、地域別最低賃金との優位性確保が課題となるなかにあっても何ら変わることはない。

近年地域別最低賃金は、大幅な引き上げが続いており全国加重平均で1,000円を超えた。一方特定（産業別）最低賃金については、地域別最低賃金引上げペースに企業内最低賃金の引き上げペースが追いついていないこと等の理由から各都道府県で金額改正が難しくなっている。

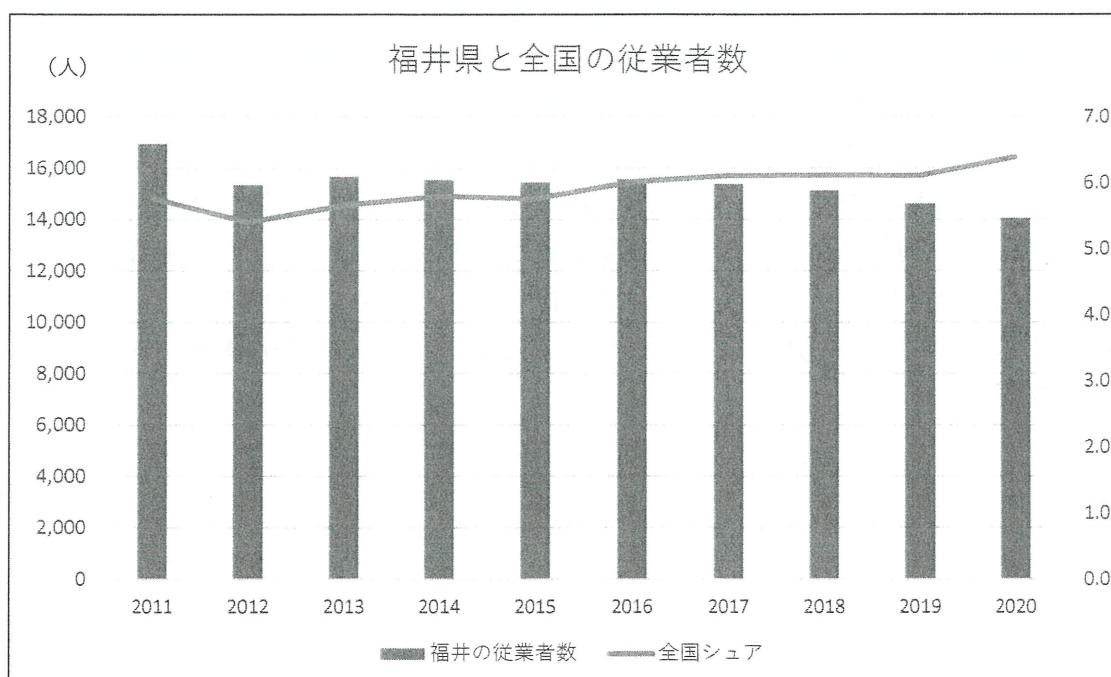
ただし、業界ごとの公正労働基準確立に向け労働組合のない企業に対しても適用できる法的な手段として特定（産業別）最低賃金の重要性は変わらない。公正競争が担保される環境情勢の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材確保競争の激化などを鑑みれば、むしろ特定（産業別）最低賃金の意義や必要性は高まってきている。

福井県の繊維産業は、これまで企業だけでなく大学、行政など関係組織と密接に結びつき、生産品目を変えながら粘り強く発展を続けてきた。今後も多くの技術蓄積がある福井という地域の強みを活かし、他分野とも連携しながら、新たな価値の創造へとつなげていくためにも、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて、真摯な議論を尽くしていくことが重要。

以上



	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
福井の事業所数	676	611	594	577	564	550	529	509	488	488
全国の事業所数	16,850	15,010	14,048	13,430	14,745	12,171	11,582	11,087	10,586	9,448
全国シェア	4.0	4.1	4.2	4.3	3.8	4.5	4.6	4.6	4.6	5.2

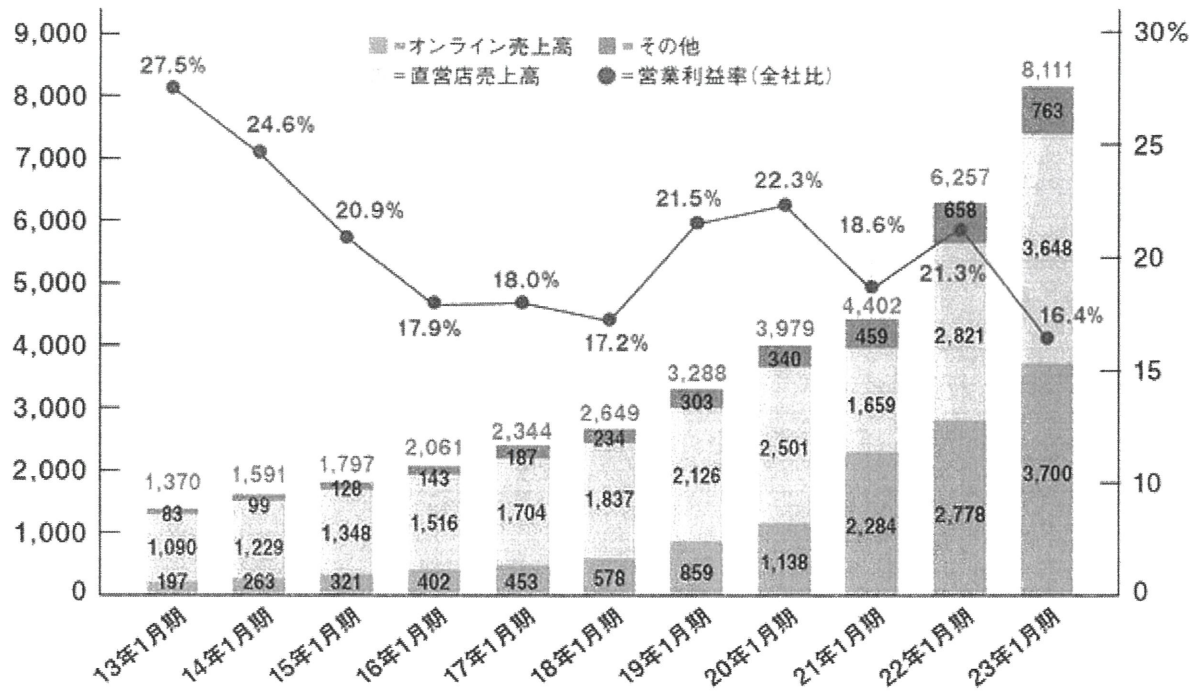


	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
福井の従業者数	16,942	15,338	15,668	15,540	15,442	15,567	15,391	15,137	14,611	14,053
全国の従業者数	293,983	283,983	276,854	268,135	268,299	258,823	251,923	247,591	239,139	219,843
全国シェア	5.8	5.4	5.7	5.8	5.8	6.0	6.1	6.1	6.1	6.4

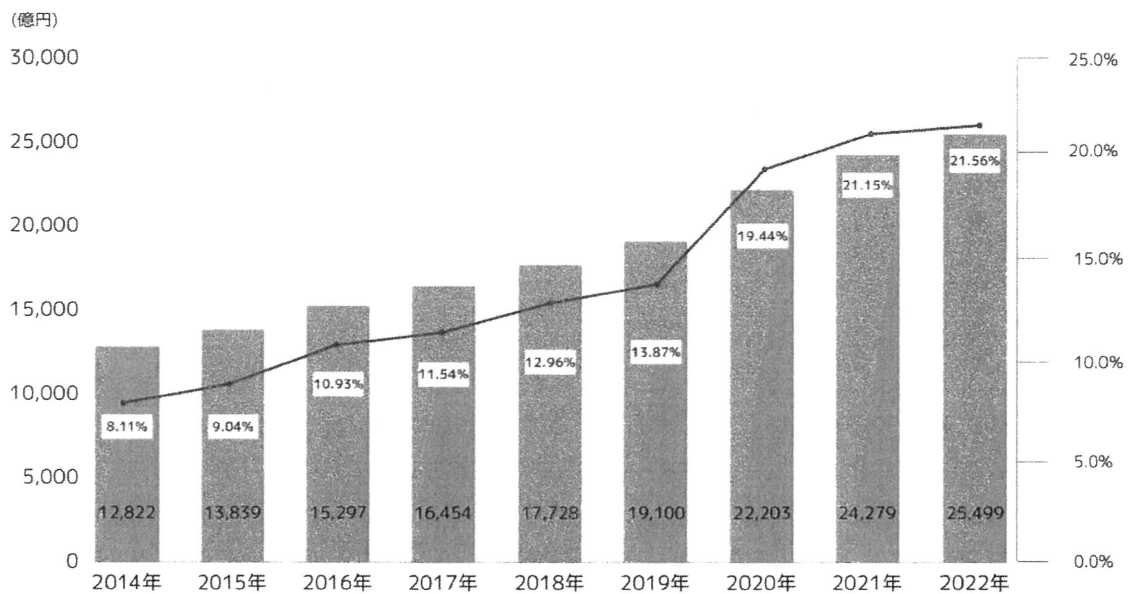
工業統計調査（経済産業省）＊2011年、2015年、2020年は経済センサス調査

2024年度世界アパレル専門店売上高

単位：100万ドル



アパレルECの市場規模の推移



※データ引用元：commerce Marketing Blog

【UAゼンセン】

〔平均賃金〕単純平均

部 会		要 求			妥 結		
			体系維持	引上げ分		体系維持	引上げ分
繊 維 素 材	金額	15,874	5,445	11,279	11,806	5,460	8,136
	率	5.90	1.89	3.92	4.28	1.88	2.79
繊 維 加 工	金額	14,686	3,641	12,753	8,187	3,735	7,457
	率	6.49	1.36	4.90	3.59	1.41	2.82
化 学	金額	16,947	4,834	12,757	13,646	5,028	9,145
	率	5.98	1.63	4.30	4.78	1.71	3.02
合 計	金額	15,836	4,640	12,263	11,213	4,741	8,246
	率	6.12	1.63	4.37	4.22	1.67	2.88

〔平均賃金〕加重平均

部 会		要 求			妥 結		
			体系維持	引上げ分		体系維持	引上げ分
繊 維 素 材	金額	17,692	5,376	12,473	15,511	5,225	10,644
	率	5.80	1.73	4.03	5.07	1.69	3.44
繊 維 加 工	金額	15,959	4,090	12,882	9,778	3,996	7,380
	率	6.38	1.50	4.82	3.93	1.46	2.74
化 学	金額	19,782	14,189	6,030	18,312	5,965	12,964
	率	5.96	1.78	4.18	5.46	1.75	3.78
合 計	金額	17,811	7,885	10,462	14,534	5,062	10,329
	率	6.05	1.67	4.34	4.82	1.63	3.32

【UAゼンセン福井県支部】

〔平均賃金〕単純平均

部 会		要 求			妥 結		
			体系維持	引上げ分		体系維持	引上げ分
繊 維 素 材	金額	18,113	5,757	12,356	17,186	5,805	11,381
	率	5.86	1.86	4.00	5.56	1.88	3.68
繊 維 加 工	金額	14,097	3,363	13,372	8,223	3,510	5,779
	率	6.28	1.50	5.95	3.66	1.56	2.57
化 学	金額	18,134	5,829	12,305	19,719	5,559	14,160
	率	5.90	1.89	4.00	6.41	1.81	4.60
合 計	金額	16,781	4,983	12,678	15,043	4,958	10,440
	率	6.01	1.75	4.65	5.21	1.75	3.62

〔平均賃金〕加重平均

部 会		要 求			妥 結		
			体系維持	引上げ分		体系維持	引上げ分
繊 維 素 材	金額	18,706	5,757	12,356	16,709	5,787	10,922
	率	6.06	3.73	4.00	5.41	1.87	3.54
繊 維 加 工	金額	16,005	3,787	12,818	8,910	3,935	5,221
	率	7.13	1.69	5.71	3.97	1.75	2.32
化 学	金額	18,134	5,829	13,508	19,265	5,612	13,653
	率	5.90	1.89	4.39	6.26	1.82	4.44
合 計	金額	17,615	5,124	12,894	14,961	5,111	9,932
	率	6.36	2.44	4.70	5.21	1.81	3.43

2025 年 特定最低賃金の金額改正の必要性について

繊維機械、金属加工機械製造業（E263、E266）

2025 年 9 月 9 日

JAM北陸 飯塚 誠

1. 特定最低賃金の意義と役割

特定最低賃金は、すべての労働者に適用される地域別最低賃金のようなセーフティネットとしての役割ではなく、特定産業の「基幹的労働者」の最低賃金額を規制する役割を持った賃金である。

また、企業の枠を超えて労働条件を決定するわが国で唯一の制度で「労使交渉を補完・代替」する役割があります。労働組合のある企業の賃金引き上げの結果を労働組合のない企業へも波及させることで、当該産業全体の賃金の底上げとなり、公正競争の確保へつながります。また特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げることにより、産業の魅力向上、人材の確保・定着を図り、産業・企業の生産性向上と競争力強化につなげることができます。

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは、対象者、役割・機能ともに異なる制度であり、地域別最低賃金が大幅に引き上げられても、特定最低賃金の代わりを果たすことはできない。

2. 福井県内における当該産業の状況

①福井県の工業（令和 5 年（2023 年）経済構造実態調査 製造業に関する結果報告書）

（令和 6 年 11 月・福井県未来創造部統計調査課）

	はん用機械器具製造業	割合	福井県全体
事業所数	49	1.9%	2,569
従業者数	821	1.1%	74,952
製造品出荷額等（百万円）	22,202	0.9%	2,562,445
付加価値額（百万円）	8,180	1.0%	830,100

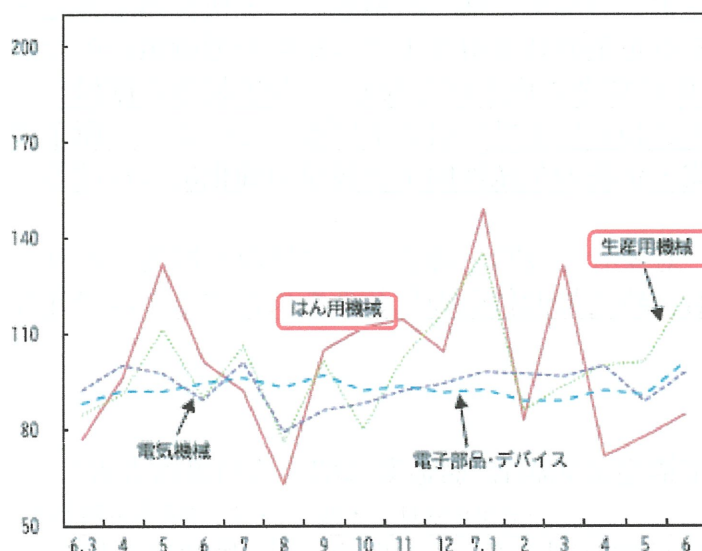
	生産用機械器具製造業	割合	福井県全体
事業所数	182	7.1%	2,569
従業者数	4,068	5.4%	74,952
製造品出荷額等（百万円）	103,200	4.0%	2,562,445
付加価値額（百万円）	38,731	4.7%	830,100

②福井県鉱工業生産指数（令和 7 年 6 月分）（令和 7 年 8 月 25 日・福井県未来創造部統計調査課）

直近の福井県鉱工業生産指数によると、はん用機械工業は昨年同時期を下回っています。一方、生産用機械工業は昨年同時期よりも上回っています。

	原指数				季節調整済指数		
	R6. 6	R7. 5	R7. 6	前年同月比 %	R7. 5	R7. 6	前月比 %
はん用機械工業	92.5	94.0	81.2	▲12.2	77.4	84.4	9.0
生産用機械工業	73.2	104.6	103.0	40.7	100.9	121.6	20.5

令和 2 年(2020 年)=100



3. 2025 春季生活闘争 労使交渉の要旨

今年度の賃金引き上げ交渉での各労使のやりとりを加盟単組に聞き取りしたところ、労使間で「定期昇給（または賃金構造維持）に加えて賃金の引き上げ（ベア）をおこなう必要がある」との認識は一致していた。昨年に引き続き、物価上昇や人手不足（新規採用・流出防止）、同業他社の動向が主な要因である。また原材料やエネルギー、労務費の価格転嫁が進んだことも後押しとなり、賃金引き上げにつながったところもある。

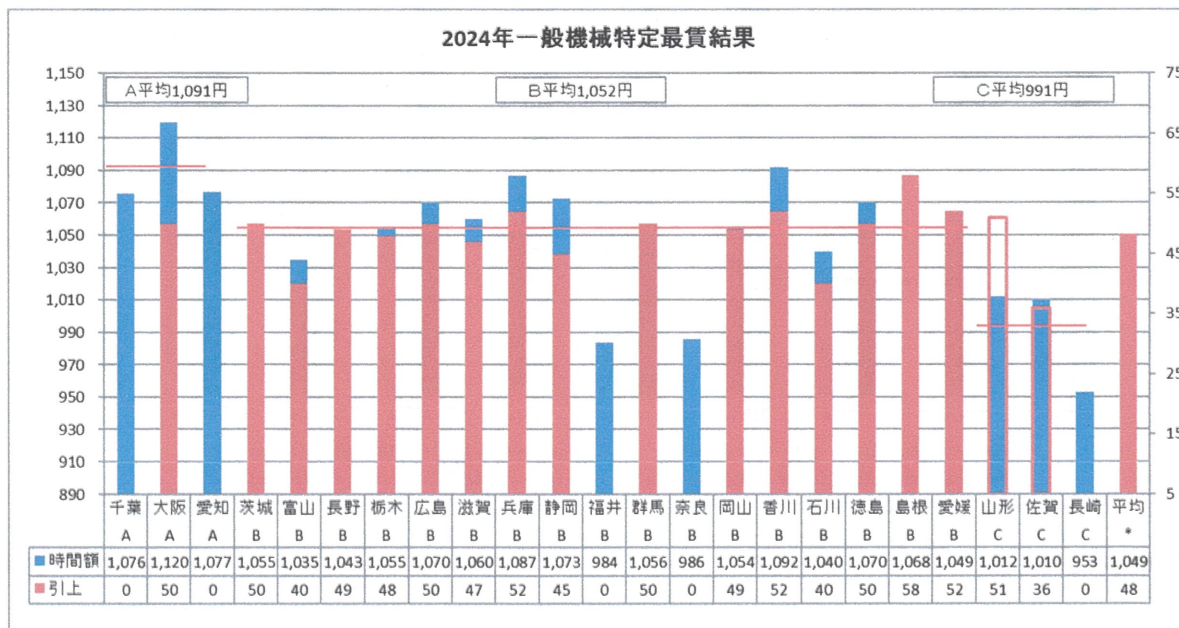
4. 企業内最低賃金協定の改定状況

協定を締結している労使では「初任給水準と連動した金額での協定」を締結することを確認しており、2025 春闘での賃金引き上げ結果を反映した労使協定を締結した。最賃協定を結んでいない労使では「賃金制度上、最低額が担保されている」ことから、あらためて協定を結んでいない。

5. 2024年度 全国の特定最賃（一般機械関係）の状況

前年度、金額改正を行わなかったのは、千葉県、愛知県、福井県、奈良県、長崎県である。またBランクにおいて、地域別最低賃金が福井県の984円以上で特定最低賃金の金額改定を行ったのは10県（茨城県、富山県、長野県、栃木県、広島県、滋賀県、兵庫県、静岡県、群馬県、石川県）であり、改定後の対地賃に対する比率は、103.3%～107.2%である。

月換算 (法定内計算) ×173.8h	ラン ク	県名	2024年度特定（産業別）最低賃金結果								2023年度特定 (産業別) 最低賃金	
			時間額	引上	前年比	引上率	対地賃		2024 地賃	引上	時間額	引上
							比率	格差				
187,009	A	千葉	1,076	-			100.0%	0	1,076	50	1,026	-
194,656	A	大阪	1,120	50	8	4.67%	100.5%	6	1,114	50	1,070	42
187,183	A	愛知	1,077	-			100.0%	0	1,077	50	1,027	-
183,359	B	茨城	1,055	50	9	4.98%	105.0%	50	1,005	52	1,005	41
179,883	B	富山	1,035	40	5	4.02%	103.7%	37	998	50	995	35
181,273	B	長野	1,043	49	11	4.93%	104.5%	45	998	50	994	38
183,359	B	栃木	1,055	48	11	4.77%	105.1%	51	1,004	50	1,007	37
185,966	B	広島	1,070	50	14	4.90%	104.9%	50	1,020	50	1,020	36
184,228	B	滋賀	1,060	47	12	4.64%	104.2%	43	1,017	50	1,013	35
188,921	B	兵庫	1,087	52	10	5.02%	103.3%	35	1,052	51	1,035	42
186,487	B	静岡	1,073	45	12	4.38%	103.8%	39	1,034	50	1,028	33
171,019	B	福井	984	-			100.0%	0	984	53	933	18
183,533	B	群馬	1,056	50	9	4.97%	107.2%	71	985	50	1,006	41
171,367	B	奈良	986	-			100.0%	0	986	50	936	-
183,185	B	岡山	1,054	49	16	4.88%	107.3%	72	982	50	1,005	33
189,790	B	香川	1,092	52	12	5.00%	112.6%	122	970	52	1,040	40
180,752	B	石川	1,040	40	11	4.00%	105.7%	56	984	51	1,000	29
185,966	B	徳島	1,070	50	7	4.90%	109.2%	90	980	84	1,020	43
185,618	B	島根	1,068	58	11	5.74%	111.0%	106	962	58	1,010	47
182,316	B	愛媛	1,049	52	18	5.22%	109.7%	93	956	59	997	34
175,886	C	山形	1,012	51	9	5.31%	106.0%	57	955	55	961	42
175,538	C	佐賀	1,010	36	(9)	3.70%	105.6%	54	956	56	974	45
165,631	C	長崎	953	-			100.0%	0	953	55	898	-
182,301	*	平均	1,049	48	10	4.78%	104.8%	46.8	1,002	53	1,000	37



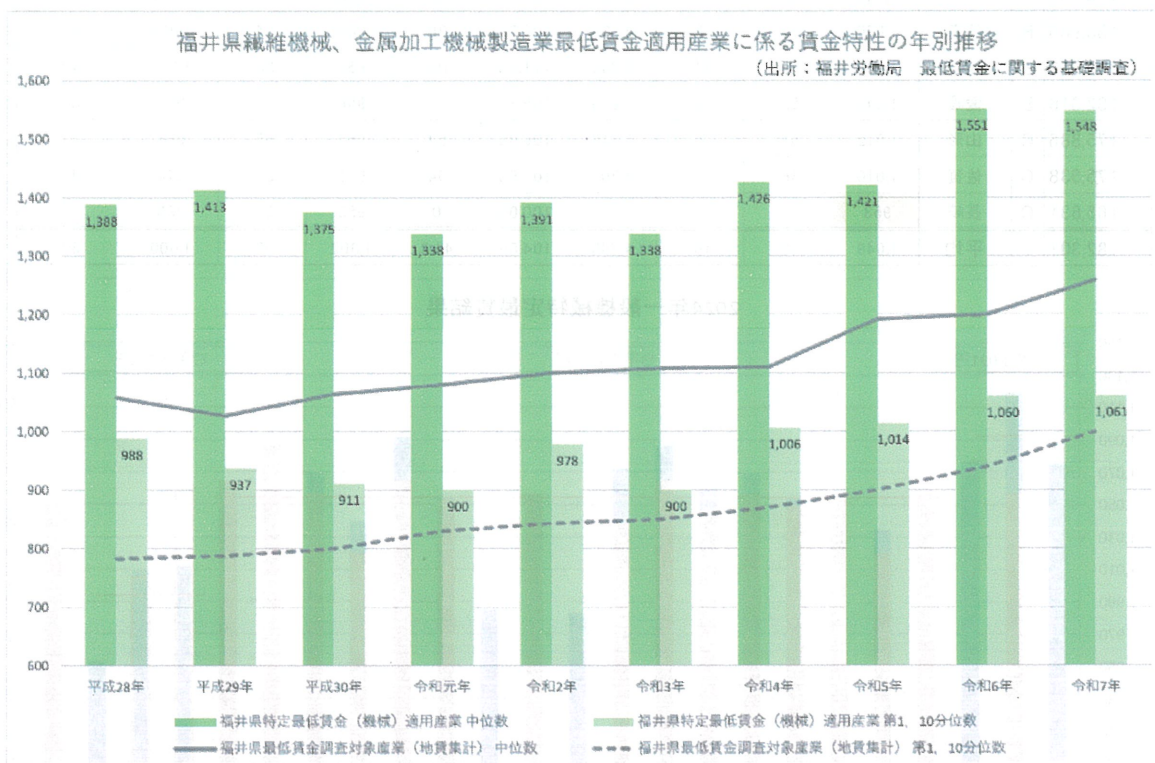
6. 地域別最低賃金との優位性（福井県）

令和7年度における福井県特定最低賃金（機械）の地域別最低賃金に対する指数（地賃集計＝100）では、中位数は123.0、第1,10分位数は106.1と優位性がある。また過去10年間の指数では常に100を上回っており経年比較でも優位性がある。【第524回資料-4、第524回資料-10】

調査年 (毎年6月)	福井県特定最低賃金（機械）適用産業（地賃集計＝100）					
	平均賃金	中位数	第1, 4分位数	第1, 10分位数	第1, 70分位数	最低賃金額（6月）
平成28年	120.4	131.2	134.9	126.2	122.1	112.2
平成29年	123.4	137.6	134.0	118.9	111.8	109.9
平成30年	117.2	129.2	124.7	113.9	109.0	108.5
令和元年	114.4	123.9	123.7	108.4	104.4	107.0
令和2年	107.1	126.5	127.6	116.0	105.3	105.4
令和3年	116.5	120.8	121.0	105.9	100.7	105.3
令和4年	112.3	128.5	124.4	115.6	110.5	101.9
令和5年	111.3	119.2	120.2	112.7	108.0	103.0
令和6年	135.4	129.3	127.4	112.8	109.5	100.2
令和7年	112.7	123.0	120.6	106.1	104.6	100.0

（出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査）

第524回資料-4



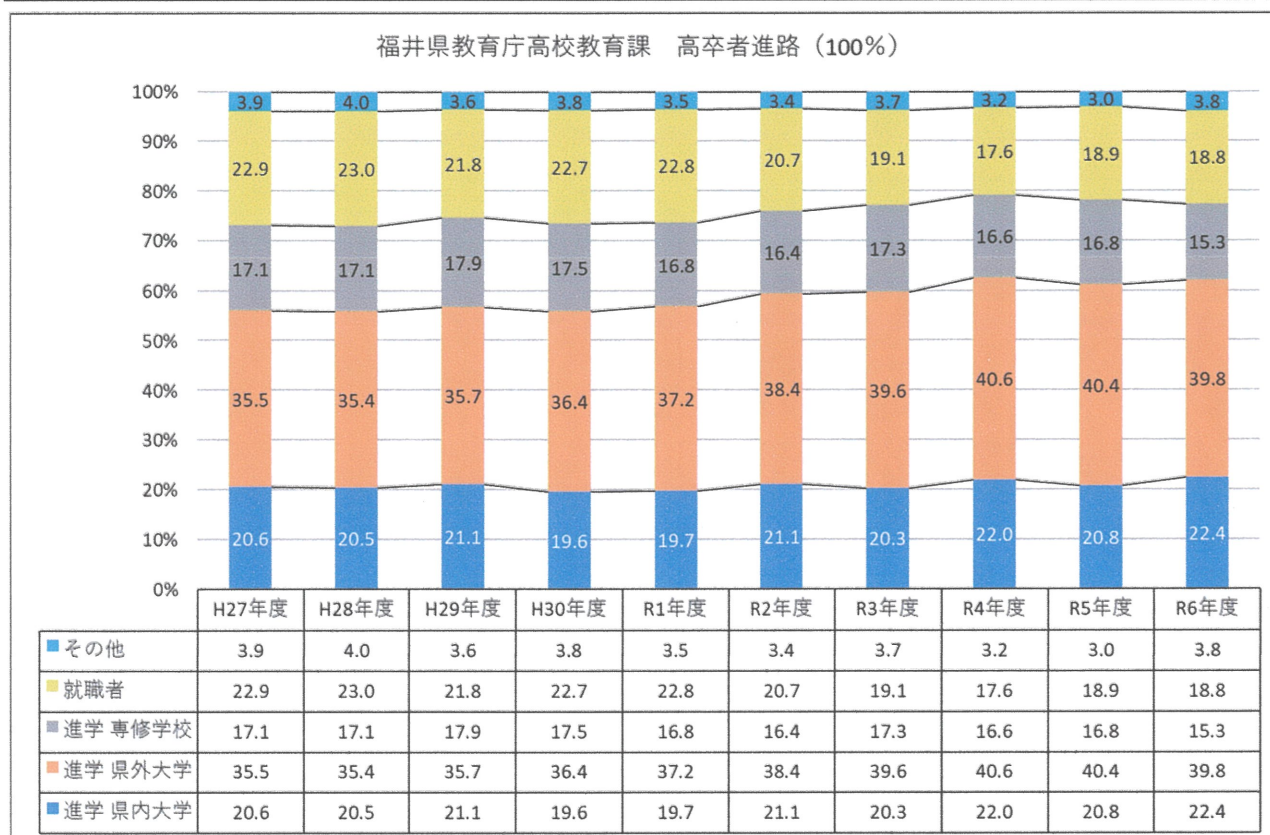
第524回資料-10

第524回資料-10

7. 福井県内の高校卒業者の進路

少子化の影響もあり、高校卒業者数は年々減少しています。卒業者の進路のうち、これまで製造現場を支えてきた高卒就職者数の減少が顕著です。卒業者に占める割合は、平成27年度22.9%に対し令和6年度18.8%と10年間で4.1ポイント減少しています。

	卒業者	卒業者の内訳					卒業者に占める割合				
		進学 県内大学	進学 県外大学	進学 専修学校	就職者	その他	進学 県内大学	進学 県外大学	進学 専修学校	就職者	その他
H27年度	7,348	1,511	2,608	1,259	1,686	284	20.6	35.5	17.1	22.9	3.9
H28年度	7,564	1,550	2,677	1,297	1,739	301	20.5	35.4	17.1	23.0	4.0
H29年度	7,365	1,557	2,626	1,316	1,602	266	21.1	35.7	17.9	21.8	3.6
H30年度	7,167	1,405	2,607	1,255	1,630	272	19.6	36.4	17.5	22.7	3.8
R1年度	7,260	1,432	2,701	1,220	1,655	254	19.7	37.2	16.8	22.8	3.5
R2年度	7,089	1,497	2,723	1,164	1,465	241	21.1	38.4	16.4	20.7	3.4
R3年度	6,705	1,361	2,652	1,159	1,284	250	20.3	39.6	17.3	19.1	3.7
R4年度	6,667	1,469	2,710	1,104	1,172	212	22.0	40.6	16.6	17.6	3.2
R5年度	6,515	1,357	2,635	1,097	1,231	195	20.8	40.4	16.8	18.9	3.0
R6年度	6,453	1,446	2,567	985	1,210	248	22.4	39.8	15.3	18.8	3.8



8. おわりに

最低限の生活を保障するセーフティネットの役割を持った地域別最低賃金を上回る賃金の下限を特定産業に設定することは、当該産業の魅力を高めることとなり、製品や仕事の質の向上、当該産業の健全な発展につながります。将来的に労働力が不足していくことは確実で、当該産業に相応しい賃金水準を建設的に議論し、当該産業の賃金の底上げをおこなっていくことは、産業を持続していく意味でも大切な取り組みとなります。

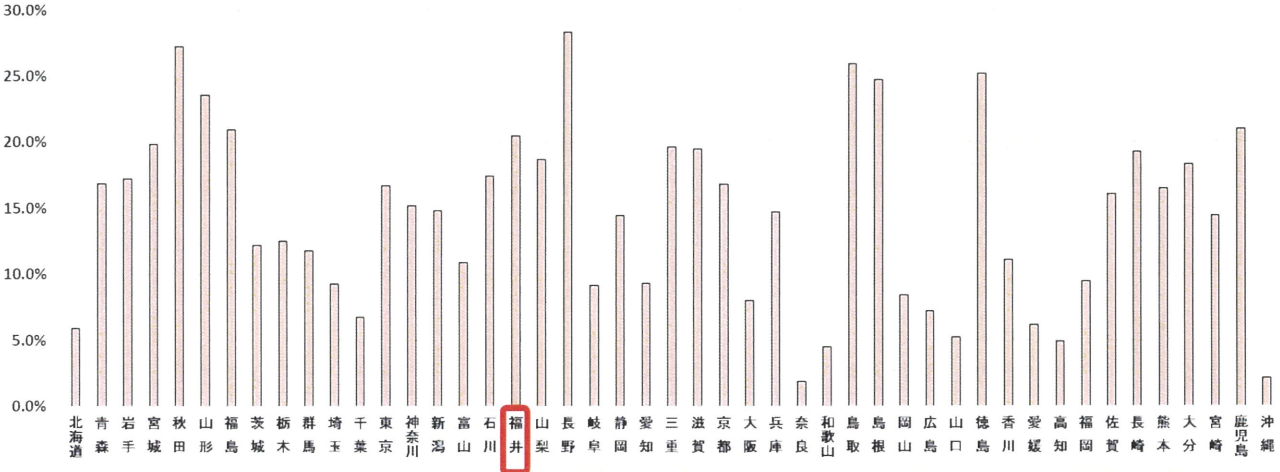
以上のことから、特定最低賃金の金額の改正は必要であると考えています。

【特賃審議会】福井県の電機産業について

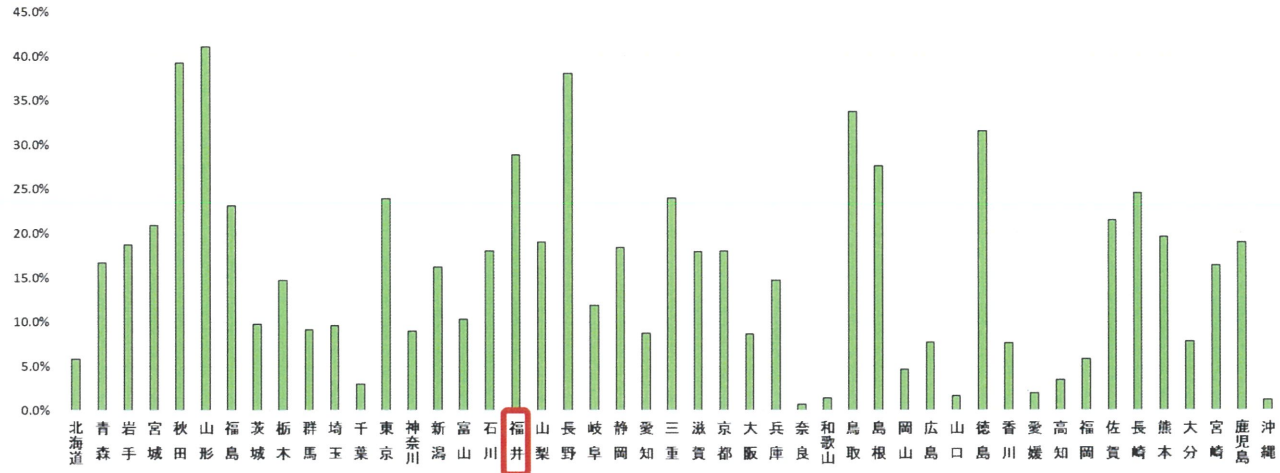
労側代表 山田佐智生（電機連合）

- 1 労働協約締結率について ※「第522回参考 44～59」参照
労働協約締結率63.4%(=7,238名/11,413名÷2/3)での改正申出であることを重く受け止め、
特定最賃改正により、未組織の電機産業労働者へと波及させるべきである。
(2024年 32都道府県で電気特賃改正。29都道府県が労働協約ケースで、うち21が改正)
- 2 経済構造実態について ※添付「資料1」参照
- ① 製造業計に占める電機産業の従業者の割合は、全国で13%、福井県においては 20%を超える。
=全国でも9番目に高い就業率である。(従業者数でも全国23位であり、人口順位を大きく上回る)
 - ② 電機産業の製造品出荷額(30人以上の事業所)は、全国の製造業の約 13%に対し、福井県では
29%を占める。=全国6位(昨年 8 位、昨年比÷5pt増)
 - ③ 電機産業の製造品付加価値額(30人以上の事業所)は、全国の製造業の約 14%に対し、福井県
では37%を占める。=全国4位(昨年8位、昨年比÷9pt増)
- 上記①～③に示すとおり、福井県における電機産業は、従業者数、出荷額、付加価値額すべてにおいて
優位性があり、主要な産業であると言える。

「製造業計」に占める「電機計」の割合【就業者数】(全事業所)



「製造業計」に占める「電機計」の割合【製造品出荷額等】(従業者30人以上の事業所)



「製造業計」に占める「電機計」の割合【付加価値額】(従業員30人以上の事業所)



- 3 県内電機連合管下(7社)の初任給と企業内最低賃金 ※第522回参考-43 参照
2025春闘では、労働協約締結7社の全てにおいて、高卒初任給および企業内最低賃金が200,000円/月を越え、時給換算では1,200円以上となった。(昨年最低額993円/時から大幅UP)

- 4 特定最低賃金に対する提言 ※「金属産業の発展に向けた特定最低賃金の活用」参照

- ① 地賃=生活安定(セーフティネット)の役割が中心、
特賃=地域における産業の魅力を高め、産業内労働者の公正な賃金追求することが役割。
- ② 特賃は「労使が力を合わせて生産性向上に取り組むきっかけになる」
→一企業では難しい取引価格の適正化が進めやすくなる。
- ③ 当該産業の賃金水準を上げること自体が、人材獲得の競争力向上につながる。
→人手不足が深刻なだけに、経営者にとってもメリットがあること。
- ④ 年による景気の変調で地賃引上げが抑制されたとしても、活況な産業の特賃引上げを図ることによって、翌年以降の地賃の着実な改善につなげることができる。(翌年の地賃引上げによる影響率を低減することができる)

主要かつ好況な産業における特賃は積極的に引上げを図ることが、産業内での格差是正とバリューチェーン全体の適切な価格転嫁を進めることになり、公正競争の確保と経済の好循環につながっていく。

以上のことから、電気機械器具最低賃金については、改定が不可欠と考えます。

以上

都道府県	経済構造実態調査 ※1									経済構造実態調査 ※1																								
	(全事業所)、従業者数(人)									(従業者30人以上の事業所)																								
	電子部品・デバイス・電子回路製造業					電機計		製造業計	「製造業計」に占める「電機計」の割合		電機計								製造業計								「製造業計」に占める「電機計」の割合							
											従業者数		製造品出荷額等		生産額		付加価値額		従業者数		製造品出荷額等		生産額		付加価値額		従業者数		製造品出荷額等		生産額		付加価値額	
											(人)	順位	(百万円)	順位	(百万円)	順位	(百万円)	順位	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位				
製造業計	人数	順位	割合	順位	(人)	順位	(百万円)	順位	(百万円)	順位	(百万円)	順位	(人)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位										
全国	419,731	500,578	105,807	1,026,116	—	7,734,473	13.27%	—	916,392	—	43,335,928	—	40,821,755	—	15,038,479	—	6,072,333	336,571,646	310,478,213	96,299,821	15.09%	—	12.88%	—	13.15%	—	15.62%	—						
山形	14,052	6,213	2,738	23,003	17	97,681	23.55%	6	20,749	18	1,251,386	13	1,195,273	11	585,072	6	77,202	3,046,197	2,995,551	1,198,089	26.88%	7	41.08%	1	39.90%	1	48.83%	1						
秋田	13,837	2,349	518	16,704	22	61,333	27.23%	2	15,744	22	536,981	25	531,996	26	253,937	22	47,324	1,368,172	1,343,465	539,312	33.27%	1	39.25%	2	39.60%	2	47.09%	2						
長崎	7,050	2,692	847	10,589	34	54,902	19.29%	13	10,262	34	399,849	33	474,124	28	269,719	20	41,511	1,629,483	1,668,450	637,095	24.72%	9	24.54%	8	28.42%	7	42.34%	3						
福井	11,780	3,230	467	15,477	23	75,549	20.49%	9	14,648	25	668,836	22	633,928	23	279,945	19	56,315	2,318,028	2,179,916	756,722	26.01%	8	28.85%	6	29.08%	6	36.99%	4						
島根	7,631	1,856	960	10,447	35	42,265	24.72%	5	10,032	35	341,105	36	338,675	36	143,915	32	32,832	1,236,072	1,208,370	394,250	30.56%	4	27.60%	7	28.03%	8	36.50%	5						
長野	28,840	14,666	14,854	58,360	3	205,903	28.34%	1	52,473	3	2,361,277	5	1,652,442	5	725,963	4	161,141	6,202,102	5,016,538	2,047,498	32.56%	2	38.07%	3	32.94%	3	35.46%	6						
鹿児島	12,594	2,255	476	15,325	26	72,938	21.01%	7	14,802	23	377,236	35	375,355	35	183,205	28	53,842	1,988,933	1,919,923	582,397	27.49%	6	18.97%	16	19.55%	15	31.46%	7						
鳥取	3,941	3,642	473	8,056	39	31,098	25.91%	3	7,175	41	267,585	38	222,298	40	69,578	40	24,780	793,654	727,011	223,626	28.95%	5	33.72%	4	30.58%	5	31.11%	8						
熊本	10,237	4,615	592	15,444	25	93,807	16.46%	21	14,755	24	621,023	23	645,744	21	301,806	17	76,997	3,170,942	3,109,299	1,125,927	19.16%	21	19.58%	14	20.77%	14	26.81%	9						
宮城	12,651	6,954	3,227	22,832	18	114,979	19.86%	10	21,279	17	1,038,680	15	1,020,232	15	295,970	18	90,921	4,960,411	4,861,542	1,133,499	23.40%	11	20.94%	13	20.99%	13	26.11%	10						
佐賀	5,131	4,747	333	10,211	36	63,554	16.07%	22	9,826	36	454,892	29	456,370	29	182,159	29	52,635	2,114,129	2,060,855	725,348	18.67%	22	21.52%	12	22.14%	12	25.11%	11						
三重	21,587	18,158	512	40,257	7	205,046	19.63%	11	38,323	6	2,782,784	3	2,513,174	3	781,089	3	176,472	11,587,777	11,097,355	3,136,097	21.72%	13	24.01%	9	22.65%	11	24.91%	12						
京都	8,565	14,888	1,434	24,887	15	148,062	16.81%	19	21,892	15	1,031,396	16	1,018,875	16	525,542	10	109,325	5,726,753	5,407,690	2,154,358	20.02%	18	18.01%	20	18.84%	18	24.39%	13						
東京	10,551	25,312	8,559	44,422	6	265,946	16.70%	20	35,090	7	1,552,527	6	1,414,016	7	541,261	8	165,426	6,482,979	6,099,031	2,264,286	21.21%	16	23.95%	10	23.18%	10	23.90%	14						
岩手	10,672	3,016	1,148	14,836	27	86,083	17.23%	17	13,811	26	526,408	26	533,984	25	167,598	31	69,413	2,807,480	2,749,625	779,246	19.90%	20	18.75%	17	19.42%	16	21.51%	15						
福島	14,296	8,669	9,054	32,019	12	152,760	20.96%	8	29,013	10	1,187,966	14	1,176,430	12	359,764	15	123,899	5,133,829	5,011,698	1,683,450	23.42%	10	23.14%	11	23.47%	9	21.37%	16						
徳島	8,877	3,225	63	12,165	32	48,337	25.17%	4	11,799	31	682,562	21	686,445	20	199,753	27	38,535	2,161,512	2,130,851	975,952	30.62%	3	31.58%	5	32.21%	4	20.47%	17						
静岡	11,561	44,689	2,896	59,146	2	408,750	14.47%	26	53,767	2	3,321,970	2	3,241,903	2	1,152,754	2	328,370	18,041,679	17,317,485	5,760,319	16.37%	26	18.41%	18	18.72%	19	20.01%	18						
滋賀	16,429	15,515	1,609	33,553	11	172,367	19.47%	12	32,061	8	1,548,606	7	1,084,820	14	513,734	11	150,415	8,618,221	7,956,992	2,665,941	21.32%	15	17.97%	21	13.63%	25	19.27%	19						
栃木	7,089	14,501	3,148	24,738	16	197,935	12.50%	28	22,366	14	1,351,556	11	1,168,976	13	496,439	12	162,824	9,169,719	8,828,507	2,616,276	13.74%	28	14.74%	25	13.24%	26	18.98%	20						
大分	6,338	2,088	3,616	12,042	33	65,749	18.32%	15	11,673	32	420,109	31	412,585	31	223,799	26	52,805	5,399,844	5,349,648	1,192,872	22.11%	12	7.78%	35	7.71%	36	18.76%	21						
宮崎	5,235	1,649	1,065	7,949	41	55,059	14.44%	27	7,648	39	252,718	39	249,007	38	90,061	38	42,845	1,545,079	1,464,482	517,357	17.85%	24	16.36%	23	17.00%	21	17.41%	22						
青森	6,276	2,951	131	9,358	38	55,565	16.84%	18	8,733	38	242,373	40	237,420	39	62,750	41	43,865	1,453,020	1,398,506	390,539	19.91%	19	16.68%	22	16.98%	22	16.07%	23						
山梨	7,115	4,534	1,938	13,587	29	72,692	18.69%	14	12,017	30	459,783	28	454,535	30	137,585	34	57,112	2,414,226	2,360,242	874,631	21.04%	17	19.04%	15	19.26%	17	15.73%	24						
新潟	15,517	9,635	1,274	26,426	13	178,649	14.79%	24	23,761	13	752,030	19	733,670	19	244,877	23	133,023	4,640,354	4,347,470	1,580,866	17.86%	23	16.21%	24	16.88%	23	15.49%	25						
石川	10,950	4,578	1,639	17,167	21	98,620	17.41%	16	16,140	21	505,003	27	505,398	27	142,345	33	75,322	2,799,085	2,731,428	947,943	21.43%	14												

金属産業の発展に向けた 特定最低賃金の活用

特定最低賃金とは

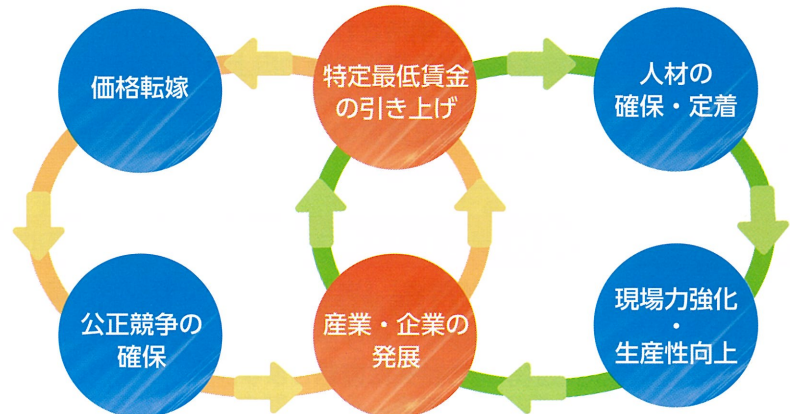
- 特定最低賃金は、最低賃金法に位置づけられており、特定の産業又は職業について設定される最低賃金です。
- 産業の労使が申出や審議に参加し、産業の実態を踏まえた最低賃金を設定しています。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役 割 ・ 機 能	● 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもの	● すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適 用 対 象	● 産業または職業ごとに適用 ● その産業の「基幹的労働者」に適用	● 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ● 都道府県ごとに適用
決 定 方 式	● 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ● 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	● 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効 力	● 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし(労働基準法第24条違反、30万円以下の罰金) ● 民事的な効力(最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	● 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ● 民事的な効力(同左)

資料出所：厚生労働省

特定最低賃金の意義と役割

特定最低賃金は、産業の魅力を高め、
産業の持続的な発展を促す



- 金属産業では、現在の特定最低賃金が誕生して以来30年以上にわたって、労使合意の下で、特定最低賃金の新設・金額改正を積み重ねてきました。
- 金属産業は基幹産業として地域経済を支え、良質な雇用を生み出しています。しかしながら、近年は、労働環境が厳しいことなどから、とりわけ中小企業では人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。このため、**特定最低賃金によって入口賃金の優位性を確保することで産業の魅力を高め、人材の確保・定着を進めていく必要があります。**
- 人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできません。特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、**バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促していきます。**

	最低賃金法の目的	金属産業における役割
労働者にとって	労働者の生活の安定	労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、 産業内の賃金格差を是正する
使用者にとって	労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保	入り口賃金の優位性を確保し、 産業の魅力を高め、人材の確保・定着につなげる
日本経済・金属産業にとって	国民経済の健全な発展に寄与する	産業にふさわしい最低賃金によって 公正競争を確保し、産業の健全な発展を促す

特定最低賃金の動向

特定最低賃金に係る国会審議(2025年3月18日・参議院予算委員会)

ポイント

- 村田享子議員 政府として、使用者側にも特定最低賃金の意義を伝えることが大事。
- 福岡厚生労働大臣 関係労使から申出があれば、**円滑な審議が進められるよう取り組む**。
- 村田享子議員 使用者側から未来永劫絶対審議に応じないといった発言も出ている。ここを調整するのが厚生労働省の役割。
- 岸本労働基準局長 特定最低賃金制度の趣旨も含めた**最低賃金制度の意義や目的**について、最低賃金の改定額を御審議いただく**地方最低賃金審議会の委員に御理解いただく**ことは重要である。

企業内最低賃金に消極的な経団連 賃上げ波及の本気度は(2025年3月6日・日経電子版)

編集委員 水野 裕司

ポイント

- 特定最低賃金の制度には、長所も多いと学識者ら専門家から指摘されている。法定最低賃金の中心的な仕組みである地域別最低賃金は、セーフティーネット(安全網)の役割が軸になる。これに対し**特定最低賃金は、その産業で働く人たちの公正な賃金水準を追求できる利点**がある。
- 特定最低賃金は、地域の産業の魅力を高め、担い手の人材を企業が獲得する助けにもなる。地域別最低賃金とは別の待遇改善のルートがある強みを、もっと生かすことが必要ではないか。
- 経団連は、**「賃金と物価の好循環」実現**には、雇用されている人の7割が働く中小企業の継続的な賃金上昇が欠かせないとの認識だ。その手段は価格転嫁と春の賃上げの推進だけではない。**特定最低賃金の制度も、活用のしがいがあるツール**だ。

中小企業4団体連名による「最低賃金に関する要望」(2025年4月17日)(抜粋)

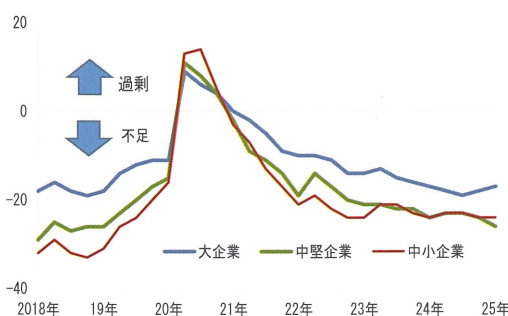
6. 産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した**特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図り**つつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、**現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討すること**も一つの方策と考える。こうした考え方も参考に、特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべきである。

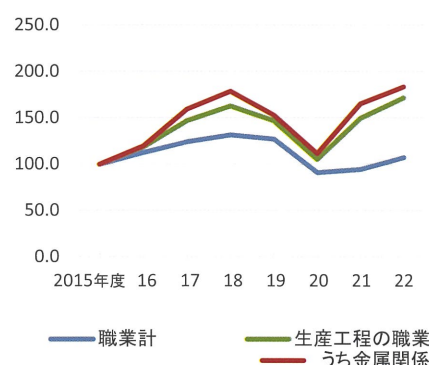
ものづくり離れが進み、生産現場を支える人材確保が困難に

- 生産年齢人口の減少等により**人材獲得競争が激化**し、とりわけ**中小では人材不足により企業の存続を脅かしかねない状況**となっています。金属産業は、バリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、**人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結**します。
- 有効求人倍率は、2018年度に1.62倍に上昇した後コロナ禍で低下し、2024年度は1.25倍程度となっています。しかしながら**生産工程で働くことを希望する求職者は職業計を大きく下回っています**。このため、金属産業の生産工程の有効求人倍率は他と比較して著しく上昇し、**生産現場を支える人材の採用が困難**となっています。

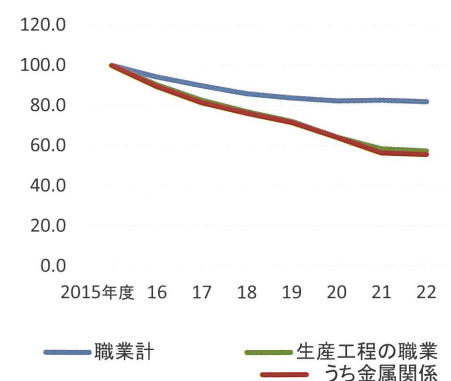
■製造業の人手不足感(雇用人員判断DI)



■有効求人倍率の推移



■新規求職者数の推移

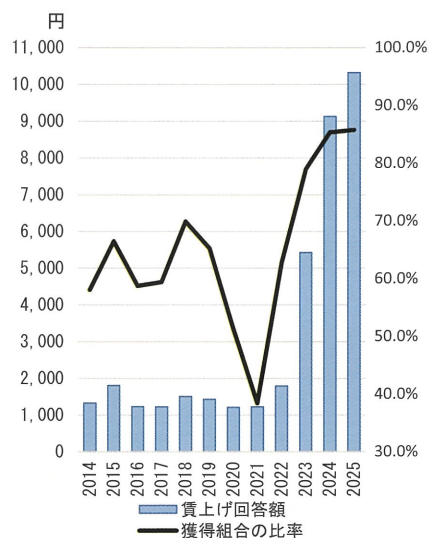


資料出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」、文部科学省「学校基本調査」

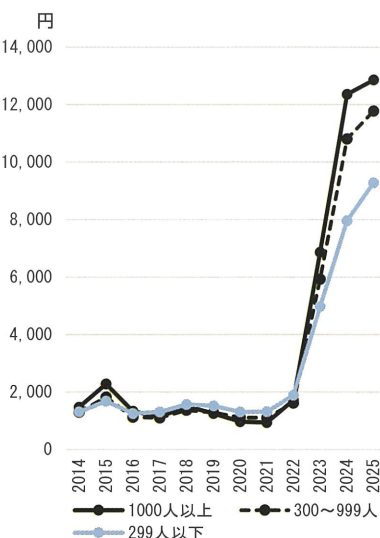
金属産業の賃上げと初任給は大幅引き上げ

- 金属労協の加盟組合(3,050組合)では、85.7%の組合が賃上げ(ベア等)を獲得しており、組合員299人以下の組合で81.2%に達しています。賃上げ額の平均は規模計で10,324円(前年比1,194円増)、300人未満の組合でも9,278円(前年比1,323円増)となっています。
- 労働組合がなく、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者についても、労働組合のある企業と同様に賃上げを行い、適切に価格転嫁することによって、バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適正に配分する必要があります。
- 金属労協の集計対象組合(53組合)のうち、高卒初任給を把握できる組合の平均は、2024年度198,041円から、2025年度211,744円へと、13,703円引き上げられています。人材獲得競争が激化する中で、とりわけ採用賃金は大幅に引き上げられており、均等・均衡待遇実現の観点から、こうした動向を特定最低賃金に反映し、非正規雇用で働く労働者等の賃金の底上げを図る必要があります。

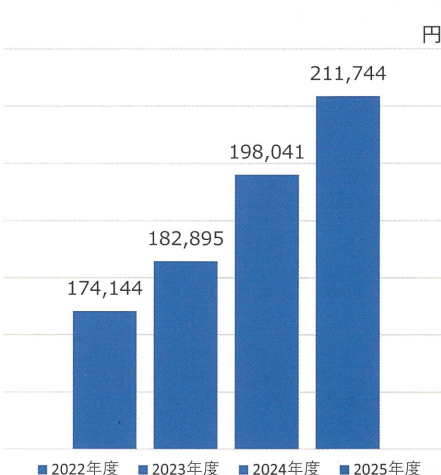
■賃上げ獲得組合の比率と賃上げ額の推移



■規模別の賃上げ額の推移



■初任給の推移



バリューチェーン全体の賃上げと適切な価格転嫁によって

金属産業の競争力強化と経済の好循環につなげる

- 政府は、物価に負けない賃上げを行うことが、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要でありとの認識の下、その実現に向けて「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を策定しました。
- 「指針」では、**労務費上昇の根拠**として「**都道府県別の最低賃金やその上昇率**」「**春季労使交渉の妥結額やその上昇率**」等を上げています。**特定最低賃金は、同じ産業の労使が締結した企業内最低賃金の水準や賃上げ結果を重要な参考資料として波及させる制度であり、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を確実に引き上げるための有効な手段です。**人材の確保・定着や実質賃金確保の観点から、産業全体で賃上げを実現し、適切に価格転嫁することによって、産業の健全な発展と競争力の強化、さらには経済の好循環につなげていく必要があります。

参考

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(2023年11月29日／内閣官房・公正取引委員会)

発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。



○業界団体による「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画

金属産業の業界団体では、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、価格決定にあたっては、材料・エネルギー価格、労務費等の変動を考慮することを宣言しています。



法定最低賃金の第1号「静岡県缶詰製造業最低賃金」は、使用者のニーズによる業者間協定

1956年、米国からの低賃金輸出批判と他業種の進出による人手不足に対応するため、労働条件改善を迫られていた静岡県缶詰協会は、初任給協定を締結しました。

政府はこれを参考に、業者間協定による最低賃金の導入を図り、その普及を受けて1959年に「業者間協定に基づく最低賃金」方式を中心とする最低賃金法案を制定しました。

静岡県缶詰協会は初任給協定を最低賃金協定に切り替えて申請し、法定最低賃金第1号として決定されました。



当事者である産業の労使のイニシアティブ発揮で、産業全体の発展につなげていくべき

日本の賃金は、産業間・地域間の賃金格差が大きく、一律の最低賃金では実効性が低いことから、産業ごとに最低賃金が設定されてきました。1975年に全国に地域別最低賃金が整備された後も、当該産業労使のイニシアティブを重視する「新産業別最低賃金」として存続し、2007年の最低賃金法改正の際にも、「特定最低賃金」として制度を継続してきました。

特定最低賃金は、当事者である**産業の労使がイニシアティブを発揮することが求められています**。特定最低賃金の審議を通じて、地域の産業の実態・課題について深掘りした議論を行い、金属産業にふさわしい最低賃金を設定することによって、**産業の魅力向上とバリューチェーン全体の発展につなげていくことが重要**です。

	事 項	内 容
1947年(S22)	労働基準法制定	最低賃金に関する規定
1959年(S34)	最低賃金法制定	業者間協定方式が中心 * 使用者による申請(労働者の関与なし)、産業別に設定(第1号は「静岡県缶詰製造業最低賃金」)
1968年(S43)	最低賃金法改正	業者間協定方式を見直し(ILOに適合する公労使三者構成の審議会方式へ) ↓(1967年度末:2,320件、適用労働者611万人) 大きくりの産業別最低賃金の普及・拡大
1971年(S46)	地域別最低賃金の設定	地域別最低賃金の年次推進5カ年計画の策定(1971~1975年)(1975年度末までに全都道府県で地域別最低賃金を設定)
1975年(S50)	最低賃金制度のあり方論議スタート	中賃に「今後の最低賃金制のあり方について」を諮問 * 地賃には、目安制度を導入 * 産業別最低賃金は、地域別最低賃金との性格と機能分担について論議
1986年(S61)	新産業別最低賃金制度スタート	1986(昭和61)年の「中賃答申」により、 新産業別最低賃金(現行制度) をスタート * 関係労使の申出・参加による審議会方式へ
2004年(H16)	産業別最低賃金の見直し提起	「規制改革・民間開放推進3か年計画」に、産業別最低賃金の見直し盛り込まれる
2005年(H17)	最低賃金制度の見直しスタート	労政審の下に最低賃金部会を設置。 「今後の最低賃金制度のあり方について」諮問
2007年(H19)	最低賃金法改正	約40年ぶりの最低賃金法改正 * 地域別最低賃金の決定基準に生活保護との整合性を追加 * 産業別最低賃金は特定最低賃金として明確化 (運用方針は継承)

